

DISCLOSURE 2012

山形県医師信用組合の現況 2012



山形県医師信用組合

山形市松栄一丁目6番73号

TEL 023-666-5700 FAX 023-666-5701

E-mail : info@yama-ishishinkumi.co.jp

URL <http://www.yama-ishishinkumi.co.jp/>

■ごあいさつ

皆様には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（平成23年度）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

山形県医師信用組合は、創立以来、県内医療業界における相互扶助の精神に基づき、山形県医師会をはじめ各郡市区医師会、関係諸団体ならびに組合員各位のお役に立つ金融機関をめざしております。

今後とも、山形県医師信用組合は、組合員の皆様に、より充実した金融サービスをご提供できますよう、これまで以上に経営の健全性の確保と強固な経営基盤の確立に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

山形県医師信用組合 理事長 有海躬行

■当組合のあゆみ（沿革）

昭和48年 5月	山形県医師信用組合として設立、組合員数 426名 初代理事長 渡辺一男先生就任 (団体加盟) 全国信用組合中央協会、全国信用協同組合連合会
昭和52年 7月	医療金融公庫代理店の指定を受ける
平成3年 7月	山形市荒楯町に事務所を移転
平成8年10月	第19回全国医師信用組合連絡協議会を山形市で開催（当組合幹事）
平成9年 3月	第30回全国医師信用組合事務会議を東京で開催（当組合幹事）
平成10年 8月	山形県医師信用組合の現況としてディスクロージャー誌第1号発刊
平成12年10月	金融庁（東北財務局）による資産査定検査受検
平成15年10月	金融庁（東北財務局）による総合検査受検
平成15年12月	ミニディスクロージャー誌第1号発刊
平成16年 6月	理事長 有海躬行先生就任（現職）
平成16年 9月	全国信用協同組合連合会の監査機構による監査受検
平成17年11月	金融庁（東北財務局）による総合検査受検
平成19年 5月	預金保険機構による検査受検
平成20年 7月	山形市松栄の現在地に事務所を移転
平成20年 8月	金融庁（東北財務局）による部分検査受検
平成21年 2月	信用組合共同センター(SKC)加盟。全国信用組合データ通信システム・新コンピュータシステム移行。
平成22年10月	第33回全国医師信用組合連絡協議会および第57回全国医師信用組合事務会議を山形市で開催（当組合幹事）
平成23年 1月	金融庁（東北財務局）による金融円滑化法に係る立入検査受検

■事業方針

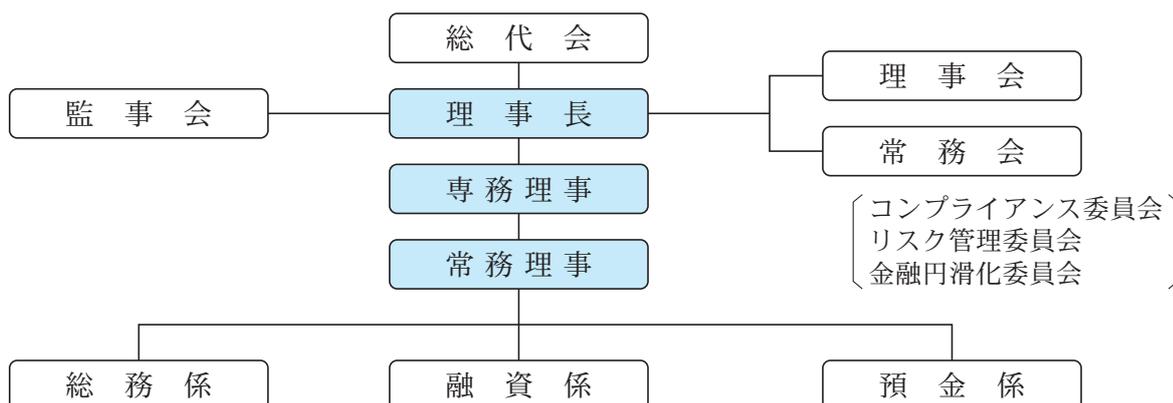
■基本方針

1. 県内医療業界内の金融の円滑化に寄与する。
2. 開業医および勤務医とその家族を含めた組合員の健全な経済的地位の向上に努める。
3. ひいては県内医療業界全体の健全な発展に貢献することを基本理念とする。

■経営方針

1. 預金および貸出金の均衡ある増強をはかるとともに、より高い金融機能の向上に努める。
2. さらに医療金融の大きな枠組みの中で、医療業界に一番身近な金融機関としての機能を果たせるように努める。
3. 協同組織金融機関として、全組合員に対する公平な運営に心掛けるとともに、堅実な経営を持続する。

■事業の組織



■役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

（平成24年6月30日現在）

理事長／有海躬行	専務理事／栗谷義樹	常務理事／菅原正俊
理事／中條明夫	理事／清治邦夫	理事／大内清則
理事／齋藤忠明	理事／中目千之	理事／吉岡信弥
理事／齋藤 總	理事／海和邦博	
監事／小林正義	監事／大泉晴史	監事／尾形 浩

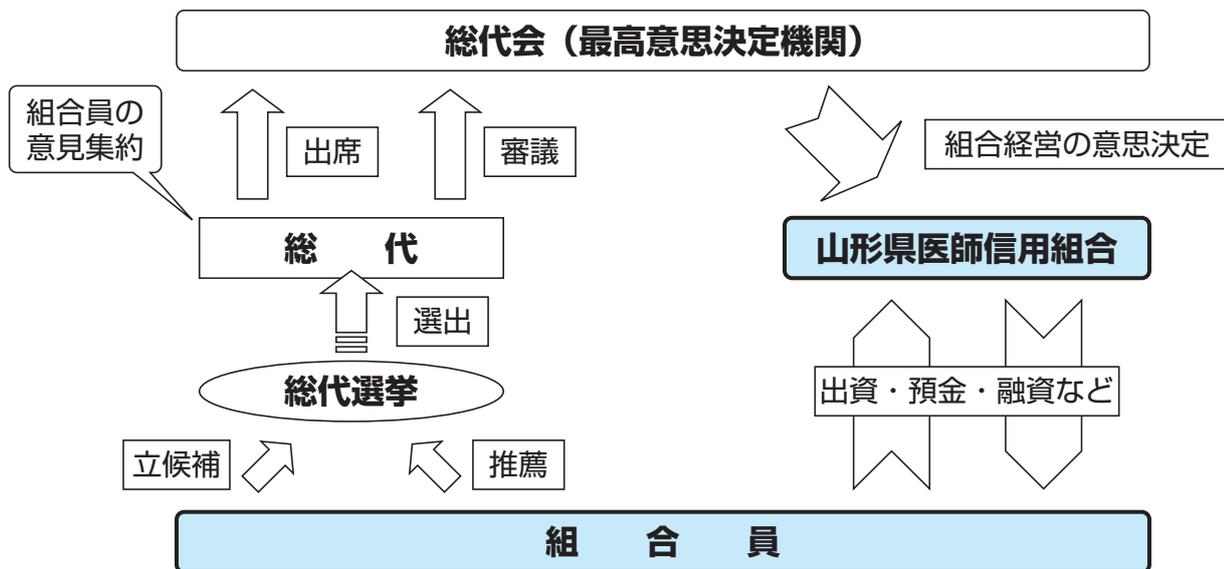
※職員出身者以外の理事の登用状況

当組合では、常務理事を除く職員出身者以外の理事10名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員意見の多面的な反映に努めています。

■総代会について

■総代会の仕組み（役割）

総代会とは、総会に代わる制度で、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設けることが認められています。「総代会」は、組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるように、組合員の中から公平に選出された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、定款の変更、決算関係書類の承認、理事・監事の選挙など重要事項に関する審議、決議が行なわれます。



当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを図り、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

■総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるように、組合員の中から、定款及び総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1)総代の選出方法

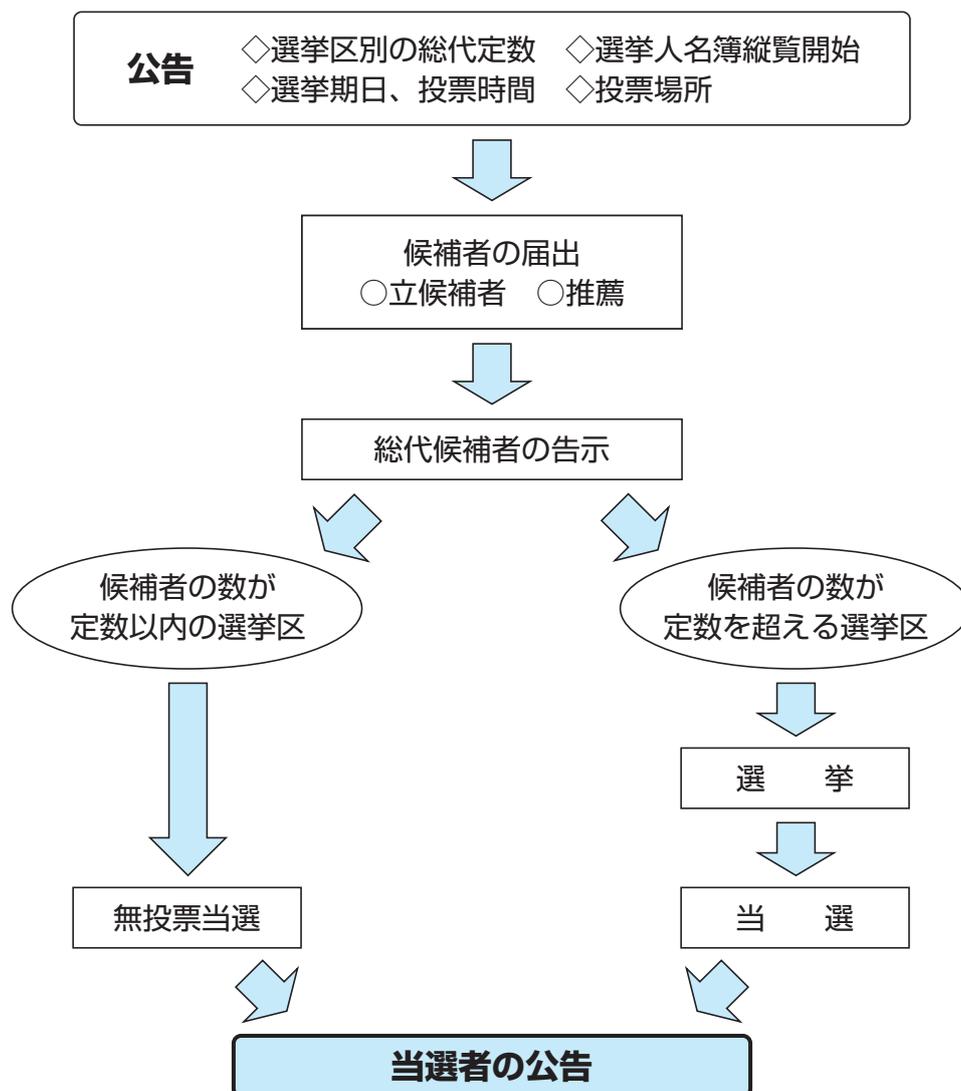
総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各選挙区毎に立候補した方もしくは選挙区内の組合員より推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平な選挙を行い選出されます。なお、総代候補者の数が当該選挙区における総代定数を満たさない場合は、投票を行わないでその候補者を当選者としています（ただし、当該選挙区の理事長は直ちにその旨を公示しなければならない）。

(2)総代の任期、定数

総代の任期は2年となっています。なお、当組合では選挙区を12地区に分け、総代選挙を行っています。

総代の定数は、57人以上100人以内としています。選挙区別の定数は、当該選挙区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しています（平成24年3月31日現在の総組合員数は679人）。

■総代選挙までの流れ



■総代会の決議事項

第39期通常総代会が、平成24年6月23日（土）午後2時より、山形市の山形県産業支援センターで開催されました。当日は総代70名のうち、出席66名（うち書面議決書及び委任状による出席者27名）のもと、全議案が可決・承認されました。



【議 事】

- 第1号議案 第39期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案並びに付属明細書承認の件
※満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第2号議案 平成24年度（第40期）事業計画・収支予算書（案）承認の件
※満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第3号議案 定款の一部改正の件
信用組合の総会（総代会）における議決権の代理行使に係る改正、反社会的勢力の組合員からの排除に関する改正、理事会の招集に係る改正
※満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第4号議案 任期満了に伴う理事及び監事全員の選任の件
※理事11名、監事3名が選出され、満場異議なく、可決・承認されました。また、選任された理事・監事の先生方は就任を承諾されました。
- 第5号議案 退任理事に対する退職慰労金の贈呈の件
※内規に基づき贈呈することが、満場異議なく、可決・承認されました。

■総代の選挙区、定数、総代数、総代氏名

（平成24年6月30日現在）

選挙区	総代氏名（敬称略）
第1区 山形大学医師会区 総代数1名／総代定数1名	太田 伸男
第2区山形市医師会区 総代数23名／総代定数23名	小田 純士、小関 憲、笠原 信男、根本 元、大道寺七兵衛、 橘 英郎、大内 敬一、羽根田 敦、古沢 信行、森 和男、 山口登喜雄、岡部 健二、多田 悦巳、鶴宮 康、吉福 宏実、 鈴木 八郎、中島 久男、山田 修久、武田 和夫、門馬 孝、 松田 綵子、金谷 透、小松 芳之
第3区天童市東村山郡医師会区 総代数5名／総代定数5名	神村 匡、三條 忠夫、鞍掛 彰秀、目黒 光彦、増子 邦彦
第4区寒河江市西村山郡医師会区 総代数4名／総代定数4名	和田 潤一、鈴木 明朗、多田 清一、三浦 民夫
第5区上山市医師会区 総代数3名／総代定数3名	佐藤 紀嗣、原田 正夫、須田 暁
第6区北村山医師会区 総代数3名／総代定数3名	八鍬 直、後藤 恒男、神林 隆明
第7区新庄市最上郡医師会区 総代数3名／総代定数3名	山科 昭雄、後藤 重雄、渡部 健一
第8区酒田地区医師会区 総代数7名／総代定数7名	本間 清和、眞田 淳、酒井 朋久、佐藤 顕、土門 斉、 守川 勝、矢島 恭一
第8区鶴岡地区医師会区 総代数8名／総代定数8名	黒羽根洋司、齋藤 慎、石橋 学、土田 兼史、上野 欣一、 福原 晶子、中村 秀幸、横山 靖
第10区南陽市東置賜郡医師会区 総代数3名／総代定数3名	後藤 利昭、柄澤 勉、大西 正一
第11区长井市西置賜郡医師会区 総代数3名／総代定数3名	大森 典夫、齋藤 和幸、寺島賢二郎
第12区米沢市医師会区 総代数7名／総代定数7名	高橋 秀昭、遠藤 一平、島田 耕司、仁科 盛之、石山 清司、 石橋 正道、大道寺浩一
合 計	総代数 70名 / 総代定数 70名

■平成23年度 経営環境・事業概況

■経営環境

平成23年度のがわが国経済は、未曾有の大震災の発生によりインフラ、物流などにおいて甚大な打撃を受け、景気は大きく落ち込みました。しかし、原発問題が暗い影を落とす中、年後半には個人消費が回復基調に向かい、遅々として進まなかった震災復興も24年度予算の成立を受け、東北地区経済に一部厳しさが見られるものの、緩やかな持ち直しの動きが広がりつつあります。

■事業概況

平成23年度は、厳しい経営環境にもかかわらず、組合員の諸先生方ならびに県医師会をはじめとする各郡市地区医師会、関係諸団体の皆様のご理解とご支援により、以下のとおりの業績を上げることができました。

・預金	期末残高	7,625百万円	増加額	+221百万円	増加率	+2.98%
・貸出金	期末残高	2,014百万円	増加額	+544百万円	増加率	+37.01%
・業務純益		37百万円	増加額	+12百万円		
・当期利益		38百万円	増加額	+24百万円		
・自己資本比率		23.26%	前年度比	△	2.25%	

■組合員の推移

(単位：人)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
個 人	5 9 1	6 0 2
法 人	7 0	7 7
合 計	6 6 1	6 7 9

■店舗一覧

店 名	住 所	電 話	ファクシミリ
本 店	〒990-2473 山形県山形市松栄一丁目6番73号	023-666-5700	023-666-5701

※1. 当組合は、山形県一円を営業範囲としております。 ※2. 当組合では、CD・ATMを設置していません。

■主要な事業の内容

- A. 預金業務
普通預金、通知預金、定期預金、定期積金（県医師会協力貯蓄預金含む）等を取り扱っております。
- B. 貸出業務
手形貸付、証書貸付を取り扱っております。
- C. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- D. 付帯業務
(イ)代理業務：独立行政法人福祉医療機構の代理貸付業務

■代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	—	—
独立行政法人雇用・能力開発機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	—	—
そ の 他	—	—
合 計	—	—

貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額		科 目 (負 債 の 部)	金 額	
	平成22年度	平成23年度		平成22年度	平成23年度
現金	1,756	909	預金積金	7,404,557	7,625,234
預け金	1,644,759	1,557,910	当座預金	—	—
全信組連短期資金	—	—	普通預金	517,176	263,049
買入手形	—	—	貯蓄預金	—	—
コールローン	—	—	通知預金	—	—
買現先勘定	—	—	定期預金	6,427,163	6,883,408
債券貸借取引支払保証金	—	—	定期積金	460,215	478,769
買入金銭債権	—	—	その他の預金	2	8
金銭の信託	—	—	譲渡性預金	—	—
商品有価証券	—	—	借入金	—	—
商品国債	—	—	当座借越	—	—
商品地方債	—	—	再割引手形	—	—
商品政府保証債	—	—	売渡手形	—	—
その他の商品有価証券	—	—	コールマネー	—	—
有価証券	5,011,713	4,871,198	売現先勘定	—	—
国債	487,290	315,720	債券貸借取引受入担保金	—	—
地方債	831,225	940,751	コマーシャル・ペーパー	—	—
短期社債	—	—	外国為替	—	—
社債	1,921,074	2,234,676	外国他店預り	—	—
株式	913	1,180	外国他店借	—	—
その他の証券	1,771,210	1,378,870	売渡外国為替	—	—
貸出金	1,470,573	2,014,008	未払外国為替	—	—
割引手形	—	—	その他負債	23,279	23,512
手形貸付	—	11,000	未決済為替借	—	—
証書貸付	1,470,573	2,003,008	未払費用	14,019	13,884
当座貸越	—	—	給付補填備金	1,731	962
外国為替	—	—	未払法人税等	4,539	4,354
外国他店預け	—	—	前受収益	1,239	1,502
外国他店貸	—	—	払戻未済金	1,330	2,110
買入外国為替	—	—	払戻未済持分	—	—
取立外国為替	—	—	職員預り金	—	—
その他資産	39,088	35,597	先物取引受入証拠金	—	—
未決済為替貸	—	—	先物取引差金勘定	—	—
全信組連出資金	10,000	10,000	借入商品債券	—	—
商工中金出資金	—	—	借入有価証券	—	—
前払費用	—	—	売付商品債券	—	—
未収収益	25,881	23,358	売付債券	—	—
先物取引差入証拠金	—	—	金融派生商品	—	—
先物取引差金勘定	—	—	リース債務	—	—
保管有価証券等	—	—	その他の負債	419	697
金融派生商品	—	—	賞与引当金	570	447
その他の資産	3,206	2,239	役員賞与引当金	—	—
有形固定資産	7,992	5,526	退職給付引当金	1,673	2,413
建物	599	552	特別法上の引当金	—	—
土地	—	—	金融商品取引責任準備金	—	—
建設仮勘定	—	—	繰延税金負債	—	10,517
その他の有形固定資産	7,393	4,973	再評価に係る繰延税金負債	—	—
無形固定資産	507	389	債務保証	—	—
ソフトウェア	372	254	負債の部合計	7,430,082	7,662,125
のれん	—	—	(純資産の部)		
リース債権	—	—	出資金	74,650	75,000
その他の無形固定資産	134	134	普通出資金	74,650	75,000
繰延税金資産	4,264	—	優先出資金	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	優先出資申込証拠金	—	—
債務保証見返	—	—	資本剰余金	—	—
貸倒引当金	△34,240	△34,939	資本準備金	—	—
(うち個別貸倒引当金)	(△29,512)	(△28,312)	その他資本剰余金	—	—
			利益剰余金	630,089	665,593
			利益準備金	74,080	74,650
			その他利益剰余金	556,009	590,943
			特別積立金	522,159	542,159
			(目的積立金)	(13,710)	(13,710)
			当期末処分剰余金	33,850	48,784
			自己優先出資	—	—
			自己優先出資申込証拠金	—	—
			組合員勘定合計	704,739	740,593
			その他有価証券評価差額金	11,594	47,882
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	—	—
			評価・換算差額等合計	11,594	47,882
			純資産の部合計	716,333	788,476
資産の部合計	8,146,415	8,450,601	負債及び純資産の部合計	8,146,415	8,450,601

■貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

動産	4年～20年
----	--------
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と、税法基準の法定繰入率にて算定した額とのどちらか大きい方の額を引当てております。当事業年度は、法定繰入率にて算定した額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 22百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 17百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は28百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計は28百万円であります。

なお、10.から12.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 出資1口当たりの純資産額は105,130円16銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、業務に内在する各種リスクについて一元的・総体的に捉え、経営体力と比較・対照することにより業務の健全性を確保する統合的リスク管理を行っております。
ただし、デリバティブ取引は行っておりません。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内及び医業界のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建有価証券は保有しておりません。
一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
しかし、変動金利の預金は取扱いを行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理態勢

①当組合は、業務内容方法書、貸出細則及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの与信管理は、融資関連部署により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会（常務会が兼ねる）や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、定期的にリスク管理委員会がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、業務関連部署において、販売証券会社等からの信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理方針、リスク管理規程、市場関連リスク管理規程において、リスク管理手法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定された金利リスクに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

具体的には、四半期ベースで業務関連部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当組合では、為替取引は行っておりません。

(iii)価格変動リスクの管理

当組合は、有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク関連規程及び資金運用基準に従い行われております。

また、市場運用商品の購入に際しては、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は業務関連部署を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告しております。

また、当組合で保有している株式は、全て事業推進目的で保有しているものであります。

(iv)デリバティブ取引

当組合では、デリバティブ取引は行っておりません。

③流動性リスクの管理

当組合は、統合的リスク管理を通して、適時に預け金や有価証券を含めた資金管理を行い、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

15. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、つぎのとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金	1,557	1,567	9
(2) 有 価 証 券			
満期保有目的の債券	1,300	1,033	△266
その他有価証券	3,571	3,571	—
(3) 貸 出 金 (*1)	2,014		
貸倒引当金 (*2)	△34		
	1,979	2,026	47
金 融 資 産 計	8,408	8,199	△208
(1) 預 金 積 金	7,625	7,642	16
金 融 負 債 計	7,625	7,642	16

(*1)貸出金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価算定方法

◇金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価と帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所又は取引証券会社から提示された価格によっております。

なお、投資信託、変動利付国債、当組合保証付私募債は保有しておりません。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

◇金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払価額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1)	0
組合出資金 (* 2)	10
合 計	10

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(* 2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下、19まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

該当事項ありません

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	1,300	1,033	△ 266
小 計	1,300	1,033	△ 266

(注) 時価は当事業年度末における市場価格に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	0 百万円	0 百万円	0 百万円
債 券	3,119	3,004	114
国 債	315	298	16
地 方 債	940	904	36
短 期 社 債	—	—	—
社 債	1,862	1,800	61
そ の 他	—	—	—
小 計	3,119	3,005	114

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	— 百万円	— 百万円	— 百万円
債 券	451	498	△47
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	372	398	△26
そ の 他	78	100	△21
小 計	451	498	△47
合 計	3,570	3,503	67

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

17. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

18. 当期中に売却したその他の有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
693百万円	7百万円	2百万円

19. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	100 百万円	520 百万円	2,139 百万円	2,109 百万円
国 債	—	—	—	315
地 方 債	—	212	728	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	100	308	1,310	515
そ の 他	—	—	100	1,278
合 計	100	520	2,139	2,109

20. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	8百万円
退職給与引当金損金算入限度額超過額	—
その他	0
繰延税金資産合計	9

繰延税金負債

その他有価証券評価差益	19百万円
繰延税金負債合計	19
繰延税金資産（負債）の純額	10百万円

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度	科 目	平成22年度	平成23年度
経常収益	111,401	118,709	その他業務費用	1	5,952
資金運用収益	108,061	110,027	外国為替売買損	—	—
貸出金利息	29,785	30,628	商品有価証券売却損	—	—
預け金利息	7,282	7,642	国債等債券売却損	—	4,017
全信組連短期資金利息	—	—	国債等債券償還損	—	—
買入手形利息	—	—	国債等債券償却	—	—
コールローン利息	—	—	金融派生商品費用	—	—
買現先利息	—	—	その他の業務費用	1	35
債券貸借取引受入利息	—	—	一般貸倒引当金繰入額	—	1,898
有価証券利息配当金	70,592	71,356	経費	56,159	50,947
金利スワップ受入利息	—	—	人件費	28,674	23,053
その他の受入利息	400	400	物件費	27,264	27,735
役務取引等収益	18	43	税金	221	158
受入為替手数料	—	—	その他経常費用	240	△1,200
その他の役務収益	18	43	貸出金償却	—	—
その他業務収益	3,248	7,928	個別貸倒引当金繰入額	—	△1,200
外国為替売買益	—	—	株式等売却損	—	—
商品有価証券売却益	—	—	株式等償却	—	—
国債等債券売却益	2,155	7,034	金銭の信託運用損	—	—
国債等債券償還益	—	—	その他資産償却	—	—
金融派生商品収益	—	—	その他の経常費用	240	—
その他の業務収益	1,093	893	経常利益(経常損失)	24,968	38,951
その他経常収益	—	710	特別利益	1,884	570
株式等売却益	—	—	固定資産処分益	—	—
金銭の信託運用益	—	—	賞与引当金取崩益	1,397	570
その他の経常収益	73	710	償却債権取立益	—	—
経常費用	86,432	79,758	金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
資金調達費用	26,702	20,846	その他の特別利益	486	—
預金利息	23,892	18,929	特別損失	—	550
給付補填備金繰入額	2,809	1,917	固定資産処分損	—	103
譲渡性預金利息	—	—	賞与引当金繰入額	—	447
借入金利息	—	—	減損損失	—	—
売渡手形利息	—	—	金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
コールマネー利息	—	—	その他の特別損失	—	—
売現先利息	—	—	税引前当期純利益(純損失)	26,853	38,971
債券貸借取引支払利息	—	—	法人税、住民税及び事業税	82	82
コマーシャル・ペーパー利息	—	—	法人税等調整額	12,673	433
金利スワップ支払利息	—	—	当期純利益(純損失)	14,097	38,455
その他の支払利息	—	—	繰越金(当期首残高)	19,752	10,328
役務取引等費用	3,329	3,211	…積立金取崩額	—	—
支払為替手数料	434	415	当期末処分剰余金(未処理損失金)	33,850	48,784
その他の役務費用	2,894	2,796			

(注1) 記載金額は、千円未満切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示未満を切り捨てて表示しています。

(注2) 出資金1口当たりの当期純利益 5,127円41銭

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度	科 目	平成22年度	平成23年度
当期末処分剰余金(未処理損失)	33,850	48,784	役員賞与金	—	—
積立金取崩額	—	—	特別積立金	20,000	35,000
剰余金処分額	23,521	38,285	(退職給与積立金)	(—)	(—)
利益準備金	570	350	(目的積立金)	(—)	(—)
出資配当金	2,951	2,935			
(配当率)	(年率 4.00%)	(年率 4.00%)	繰越金(当期末残高)	10,328	10,498

■ 粗利益

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
資金運用収益	108,061	110,027
資金調達費用	26,702	20,846
資金運用収支	81,358	89,180
役務取引等収益	18	43
役務取引等費用	3,329	3,211
役務取引等収支	△3,310	△3,167
その他業務収益	3,248	7,928
その他業務費用	1	5,952
その他業務収支	3,247	1,975
業務粗利益	81,295	89,887
業務粗利益率	1.02%	1.08%

(注) 業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定計平均残高 × 100

■ 経費の内訳

(単位：千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
人 件 費	28,914	23,053
報酬給料手当	24,554	19,634
退職給付費用	1,002	739
その他	3,358	2,680
物 件 費	27,264	27,735
事務費	11,793	11,605
固定資産費	2,884	2,998
事業費	3,594	3,909
人事厚生費	341	351
減価償却費	3,137	2,837
その他	5,513	6,032
税金	221	158
経費合計	56,399	50,947

■ 役務取引の状況

(単位：千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
役務取引等収益	18	43
受入為替手数料	—	—
その他の受入手数料	18	43
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	3,329	3,211
支払為替手数料	434	415
その他の支払手数料	3	3
その他の役務取引等費用	2,890	2,792

■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	平成22年度			平成23年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	9,481	1,015	10,496	5,787	△3,818	1,969
うち貸出金	4,106	△516	3,589	4,351	△3,509	841
うち預け金	527	△2,381	△1,854	△437	798	360
うち有価証券	4,847	3,913	8,760	1,873	△1,106	767
支 払 利 息	2,824	△5,342	△2,518	818	△2,211	△1,392
うち預金積金	2,824	△5,342	△2,518	818	△2,211	△1,392

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については両者の増減割合に応じて按分しております。

■ 業務純益

(単位：千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
業 務 純 益	25,135	37,041

■ 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経 常 収 益	131,663	97,898	130,546	111,401	118,709
経 常 利 益	△41,007	1,748	11,034	24,968	38,951
当 期 純 利 益	△30,817	4,306	11,811	14,097	38,455
預 金 積 金 残 高	6,291,976	6,445,452	7,031,253	7,404,557	7,625,234
貸 出 金 残 高	1,351,674	1,281,324	1,540,598	1,470,573	2,014,008
有 価 証 券 残 高	4,043,299	4,410,550	4,601,136	5,011,713	4,871,198
総 資 産 額	7,041,264	7,176,568	7,800,611	8,146,415	8,450,601
純 資 産 額	685,945	666,614	700,571	716,333	788,476
自 己 資 本 比 率	28.13 %	29.97 %	25.27 %	25.51 %	23.26 %
出 資 総 額	63,970	64,220	74,080	74,650	75,000
出 資 総 口 数	6,397 口	6,422 口	7,408 口	7,465 口	7,500 口
出 資 対 する 配 当 金	2,550	2,538	2,738	2,951	2,935
職 員 数	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人

(注1) 残高計数は期末日現在のものです。

(注2) 自己資本比率の平成19年度以降の計数は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■ 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

項 目	年 度	平均残高(百万円)	利 息(千円)	利回り(%)	
資金運用勘定	平成22年度	7,979	108,061	1.35	
	平成23年度	8,274	110,027	1.32	
	うち貸出金	平成22年度	1,579	29,785	1.88
		平成23年度	1,841	30,628	1.66
	うち預け金	平成22年度	1,680	7,282	0.43
		平成23年度	1,589	7,642	0.48
うち有価証券	平成22年度	4,709	70,592	1.49	
	平成23年度	4,836	71,356	1.47	
資金調達勘定	平成22年度	7,249	26,702	0.36	
	平成23年度	7,545	20,846	0.27	
	うち預金積金	平成22年度	7,249	26,702	0.36
		平成23年度	7,545	20,846	0.27

■その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	2,155	7,034
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	1,093	893
その他の業務収益合計	3,248	7,928

■有価証券、金銭の信託等の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(単位：千円)

項 目	取得価額又は契約価額	時 価	評 価 損 益	
有 価 証 券	平成22年度末	4,994,909	4,652,723	△342,186
	平成23年度末	4,803,758	4,604,848	△198,909
金 銭 の 信 託	平成22年度末	—	—	—
	平成23年度末	—	—	—
デリバティブ等商品	平成22年度末	—	—	—
	平成23年度末	—	—	—

(注1) 時価は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しています。なお、時価のないものについては、帳簿価額で表示しております。

(注2) デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の7第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合わせた商品です。

■総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成23年度
総資産経常利益率	0.31	0.46
総資産当期純利益率	0.17	0.46

(注1) 総資産経常利益率=経常利益÷総資産平均残高×100

(注2) 総資産当期純利益率=当期純利益÷総資産平均残高×100

■総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成23年度
資金運用利回 (A)	1.35	1.32
資金調達原価率 (B)	1.14	0.95
資金利鞘 (A-B)	0.21	0.37

(注1) 資金運用利回=資金運用収益÷資金運用勘定計平均残高×100

(注2) 資金調達原価率=(資金調達費用+経費)÷資金運用勘定計平均残高×100

■預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分	平成22年度	平成23年度	
預 貸 率	期 末	19.86	26.41
	期 中 平 均	21.78	24.39
預 証 率	期 末	67.68	63.88
	期 中 平 均	64.95	64.08

(注1) 預貸率=貸出金÷(預金積金+譲渡性預金)×100

(注2) 預証率=有価証券÷(預金積金+譲渡性預金)×100

■ 1店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位：千円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
1店舗当たりの預金残高	7,404,557	7,625,234
1店舗当たりの貸出金残高	1,470,573	2,014,008

■ 職員1人当たりの預金及び貸出金残高

(単位：千円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
職員1人当たりの預金残高	2,468,185	1,906,308
職員1人当たりの貸出金残高	490,191	503,502

■ 預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	平成22年度		平成23年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
流 動 性 預 金	599,037	8.2	261,287	3.4
定 期 性 預 金	6,650,489	91.7	7,284,617	96.5
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	7,249,526	100.0	7,545,904	100.0

■ 定期預金種類別残高

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
固 定 金 利 定 期 預 金	6,427,163	6,883,408
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—
合 計	6,427,163	6,883,408

■ 預金者別預金残高

(単位：千円、%)

種 目	平成22年度		平成23年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
個 人	5,759,449	77.8	5,957,176	78.1
法 人	1,645,108	22.2	1,668,058	21.8
一 般 法 人	1,645,108	22.2	1,668,058	21.8
金 融 機 関	—	—	—	—
公 金	—	—	—	—
合 計	7,404,557	100.0	7,625,234	100.0

■ 貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	平成22年度		平成23年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
割 引 手 形	—	—	—	—
手 形 貸 付	51	0.0	30,002	1.6
証 書 貸 付	1,579,545	99.9	1,811,166	98.3
当 座 貸 越	—	—	—	—
合 計	1,579,596	100.0	1,841,169	100.0

■担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

項 目		金 額	構 成 比	債務保証見返額
当組合預金積金	平成22年度	82,000	5.5	—
	平成23年度	81,000	4.0	—
有 価 証 券	平成22年度	—	—	—
	平成23年度	—	—	—
動 産	平成22年度	—	—	—
	平成23年度	—	—	—
不 動 産	平成22年度	802,416	54.5	—
	平成23年度	838,874	41.6	—
そ の 他	平成22年度	—	—	—
	平成23年度	—	—	—
小 計	平成22年度	884,416	60.1	—
	平成23年度	919,874	45.6	—
信用保証協会・信用保険	平成22年度	—	—	—
	平成23年度	—	—	—
保 証	平成22年度	404,375	27.4	—
	平成23年度	966,321	47.9	—
信 用	平成22年度	181,782	12.3	—
	平成23年度	127,812	6.3	—
合 計	平成22年度	1,470,573	100.0	—
	平成23年度	2,014,008	100.0	—

■貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
固 定 金 利 貸 出	82,000	557,571
変 動 金 利 貸 出	1,388,573	1,456,437

■貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

科 目	平成22年度末		平成23年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
運 転 資 金	451,739	30.7	838,670	41.6
設 備 資 金	1,018,834	69.2	1,175,338	58.3
合 計	1,470,573	100.0	2,014,008	100.0

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	平成22年度末		平成23年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
消 費 者 ロ ー ン	—	—	19,922	2.3
住 宅 ロ ー ン	642,603	100.0	817,702	97.6
合 計	642,603	100.0	837,625	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業種別	平成22年度		業種別	平成23年度	
	金額	構成比		金額	構成比
製造業	—	—	製造業	—	—
農業・林業	—	—	農業・林業	—	—
漁業	—	—	漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	—	建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—	情報通信業	—	—
運輸業	—	—	運輸業	—	—
卸売業・小売業	—	—	卸売業・小売業	—	—
金融・保険業	—	—	金融・保険業	—	—
不動産業	—	—	不動産業	—	—
物品賃貸業	—	—	物品賃貸業	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	学術研究、専門・技術サービス業	—	—
宿泊業	—	—	宿泊業	—	—
飲食業	—	—	飲食業	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	生活関連サービス業、娯楽業	—	—
教育、学習支援業	—	—	教育、学習支援業	—	—
医療、福祉	863,731	58.7	医療、福祉	851,932	42.3
その他のサービス	—	—	その他のサービス	—	—
その他の産業	83,496	5.7	その他の産業	70,000	3.5
小計	947,227	64.4	小計	921,932	45.8
地方公共団体	—	—	地方公共団体	—	—
雇用・能力開発機構等	—	—	雇用・能力開発機構等	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	523,346	35.6	個人(住宅・消費・納税資金等)	1,092,075	54.2
合計	1,470,573	100.0	合計	2,014,008	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区分	平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	159,461	3.3	323,385	6.6
地方債	804,535	17.0	816,635	16.8
短期社債	—	—	—	—
社債	1,867,307	39.6	2,030,758	41.9
株式	948	0.0	948	0.0
外国証券	1,876,907	39.8	1,664,423	34.4
その他の証券	—	—	—	—
合計	4,709,160	100.0	4,836,151	100.0

(注) 当組合では、商品有価証券を保有していません。

■ 有価証券種類別・残存機関別残高

(単位：千円)

区 分		1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	平成22年度	—	—	—	—	—	487,290	—	487,290
	平成23年度	—	—	—	—	—	315,720	—	315,720
地 方 債	平成22年度	—	—	212,695	106,300	512,230	—	—	831,225
	平成23年度	—	108,621	103,910	215,010	513,210	—	—	940,751
短 期 社 債	平成22年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成23年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	平成22年度	—	203,910	103,340	497,016	918,030	198,777	—	1,921,074
	平成23年度	100,240	204,060	104,340	487,186	823,740	515,110	—	2,234,676
株 式	平成22年度	—	—	—	—	—	—	913	913
	平成23年度	—	—	—	—	—	—	1,180	1,180
外 国 証 券	平成22年度	—	—	—	—	100,000	1,671,210	—	1,771,210
	平成23年度	—	—	—	—	100,000	1,278,870	—	1,378,870
その他の証券	平成22年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成23年度	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	平成22年度	—	203,910	316,035	603,318	1,530,260	2,357,277	913	5,011,713
	平成23年度	100,240	312,681	208,250	702,196	1,436,950	2,109,700	1,180	4,871,198

■ 金融再生法開示債券及び同債券に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保 全 率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-C)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成22年度	—	—	—	—	—	—
	平成23年度	—	—	—	—	—	—
危 険 債 権	平成22年度	29	0	29	29	100.0	100.0
	平成23年度	28	0	28	28	100.0	100.0
要管理債権	平成22年度	—	—	—	—	—	—
	平成23年度	—	—	—	—	—	—
不良債権計	平成22年度	29	0	29	29	100.0	100.0
	平成23年度	28	0	28	28	100.0	100.0
正 常 債 権	平成22年度	1,440	—	—	—	—	—
	平成23年度	1,985	—	—	—	—	—
合 計	平成22年度	1,470	—	—	—	—	—
	平成23年度	2,014	—	—	—	—	—

- (注1) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。
- (注2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のことです。
- (注3) 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権のことです。
- (注4) 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権のことです。
- (注5) 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額のことです。
- (注6) 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金のことです。
- (注7) 金額は、決算後(償却後)の計数です。

■ リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 率 (B+C)/(A)
破綻先債権	平成22年度	—	—	—	—
	平成23年度	—	—	—	—
延滞債権	平成22年度	29	0	29	100.0
	平成23年度	28	0	28	100.0
3か月以上延滞債権	平成22年度	—	—	—	—
	平成23年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成22年度	—	—	—	—
	平成23年度	—	—	—	—
合 計	平成22年度	29	0	29	100.0
	平成23年度	28	0	28	100.0

- (注1) 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ. 会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ. 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ. 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、ニ. 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ. 手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金のことです。
- (注2) 「延滞債権」とは、上記1及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金のことです。
- (注3) 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1及び2を除く)のことです。
- (注4) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1～3を除く)のことです。
- (注5) 「担保・保証額(B)」とは、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額のことです。
- (注6) 「貸倒引当金(C)」には、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- (注7) 「保全率(B+C)/(A)」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証・貸倒引当金を設定している割合のことです。
- (注8) これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

■ 法令遵守態勢

(1) 基本方針

当組合は、医業における協同組織金融機関として、医師、医療機関及び組合員の先生方への金融業務を通じて地域医療の整備促進並びに組合員の皆様の生活向上に貢献することを基本理念とし、お客様や地域社会から疑惑や不信を招くような行為を防止し真に信頼されるよう役職員一同公共的使命と社会的責任を常に自覚し、法令遵守の意識や企業倫理観をもって、日々健全な業務遂行に努めております。

(2) 運営体制

具体的には、コンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置づけ、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を常務会内に設置し、当組合の行動綱領に基き法令等遵守基本方針、利益相反管理方針や法令等遵守規程、利益相反管理規程等を制定し法令遵守意識の醸成や啓蒙を図り、役職員一人ひとりがより高い倫理観をもって日々の業務運営及び経営の健全性の向上に努めております。また、反社会的勢力との関係を遮断するために、反社会的勢力に対する基本方針に従い警察等との連携関係の強化に努めております。

内部監査については、当組合の監査規程に基づき総合監査を年1回、部分監査を半年に1回(年2回)実施しており、運営管理の改善や不正防止に努めております。

また、中小企業金融円滑化法や金融ADR制度の施行に伴い、理事長を委員長とする諸委員会を創設し、地域・業域金融機関としての公共的使命・社会的責任を果たすため、役職員一体となって金融円滑化及び顧客保護管理に取り組んでおります。

■ リスク管理態勢

(1) リスク管理方針

当組合では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置づけ、常務会内にリスク管理委員会を設置し、経営体力や自己資本の水準から許容できるリスク量を判断し、それらを適正にコントロールして健全性の維持及び収益の双方にバランスのとれた経営を目指しております。

(2) 定性的事項

- ①信用リスクに関する事項
- ②信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要
- ③金融派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ④証券化エクスポージャーに関する事項
- ⑤オペレーショナル・リスクに関する事項
- ⑥協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和57年政令第44号)第3条第5項第3号に規定する出資
その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ⑦金利リスクに関する事項

①信用リスクに関する事項

a. リスクの説明

信用リスクとは、取引先の財政状況の悪化等により、当組合の資産価値が減少又は消失し、損失を被るリスクをいいます。

b. 管理態勢

信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、安全性、成長性、公共性、収益性、流動性の5原則に従い厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や指針等を明示した「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

c. 評価・計測

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信集中によるリスクを抑制するための大口与信先管理や与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別管理などにより分析・管理しております。また、信用リスク管理の状況については、必要に応じて理事会、常務会に報告し対応する態勢を整備しております。なお、計測の手法は、標準的手法を採用しております。

d. 貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算しております。自己査定により区分した正常先債権及び要注意先債権並びに要管理先債権については、貸倒実績率又は税法基準に則り計算した金額を一般貸倒引当金として計上し、破綻懸念先債権及び実質破綻先債権並びに破綻先債権については、回収可能見込額を控除した債権額に相当する額をそれぞれ個別貸倒引当金として計上しております。

e. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4機関で、すべて有価証券のみに採用しております。また、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ■格付投資情報センター（R&I） | ■日本格付研究所（JCR） |
| ■ムーディーズ（Moody's） | ■スタンダード・アンド・プアーズ（S&P） |

②信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取り上げに際し、資金用途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけと認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しないよう融資の取上げ姿勢には留意しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証の必要性が生じた場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご約定いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、当組合の預金積金、有価証券、不動産等。また、保証には人的保証等があります。その手続については、「貸出細則」及び「自己査定基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として当組合の預金積金が該当します。また、手形貸付、証書貸付取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲内において預金相殺を用いる場合がありますが、当組合が定める事務取扱要領や担保差入証等の約定により適切な取扱いを行っております。

③金融派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方法及び手続の概要

該当事項ありません

④証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項ありません

⑤オペレーショナル・リスクに関する事項

a. リスクの説明

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、若しくは機能しないこと又は外生的事象が生起することから、当組合に生じる損失にかかるリスクをいいます。

b. 管理態勢

当組合では、事務リスク管理規程ならびにシステムリスク管理規程を踏まえ、組織体制・管理の仕組みを整備し、収集したデータの分析・評価を行い必要に応じて理事会等に報告する態勢を整えております。

c. 評価・計測

リスク評価については、確実にそれぞれのリスクを認識し、評価しております。また、リスク計測に関しま

しては、基礎的手法を採用することとして態勢を整備しております。

d.オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

⑥出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

a.リスクの説明

株式等エクスポージャーに関するリスクとは、出資先の財務状況の悪化等により当組合の資産価値が減少又は消失し、損失を被るリスクをいいます。

b.管理態勢

当組合の銀行勘定における出資金及び株式エクスポージャーに該当するものは、すべて、当組合の業務運営に基づくもので、上部団体や親密金融機関に対する出資金及び株式であります。これらの出資金・株式等エクスポージャーへの投資は、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、当組合が定める資金運用基準に基づき適正な運用及び管理を行い、必要に応じて常務会・理事会に諮るなど、適切なリスク管理に努めております。

c.評価・計測

財務諸表やディスクロージャー誌等を基に経営状況及び財務状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

⑦金利リスクに関する事項

a.リスクの説明

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に影響を及ぼすリスクを言います。

b.管理態勢

具体的には、月次において、運用・調達の銀行勘定を金利更改ラダー方式により各期間帯に振り分け一定の金利ショックを付加した場合のリスク量を計測してリスクの現状を把握するとともに、必要に応じて経営陣に報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努め、将来の金利変動に備えリスク管理を厳格に行い、経営の健全化に取り組んでおります。

c.評価・計測

定期的に評価計測を行い、適宜対応を講ずる態勢としております。

d.内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいております。

◇測量手法

「金利更改ラダー方式」

◇コア預金

対象：要払性預金（当座預金、普通預金等）

算定方法：現残高の50%相当額

満期：滞留期間5年以内で平均残存期間が2.5年になるよう各期間帯にラダー型に配分

◇金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他金利・期間を有する資産・負債

◇金利ショック幅

保有期間1年、観測期間6年の99%又は1%タイル値

金利ショックに使用している金利は国債金利を基準にしております。

◇リスク計測の頻度

四半期ごと

(単位：百万円)

金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	平成22年度	平成23年度
	149	61

■ リスク管理態勢（資料編）

■ リスク管理態勢

（1）定量的事項

- ①自己資本の構成に関する事項
 ②自己資本の充実度に関する事項
 ③信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する事項
 ④信用リスク削減手法に関する事項
 ⑤金融派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
 ⑥証券化エクスポージャーに関する事項
 ⑦出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
 ⑧信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
 ⑨金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損失又は経済的価値の増減額
 …上記をご参照ください。

①自己資本の構成に関する状況（自己資本の充実状況）

（単位：千円）

項 目	平成22年度	平成23年度	項 目	平成22年度	平成23年度
出 資 金	74,650	75,000	自己資本総額 (A + B) (C)	706,516	744,285
非累積的永久優先出資	—	—	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
優先出資申込証拠金	—	—	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
資本準備金	—	—	期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—	—
その他資本余剰金	—	—	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
利益準備金	74,650	75,000	内部格付手法採用組合等において、期待損失率が適格引当金を上回る額の50%相当額	—	—
特別積立金	542,159	577,159	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャー期待損失額	—	—
繰越金（当期末残高）	10,328	10,498	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つO/Sトリップス（告示第223条を準用する場合を含む）	—	—
その他	—	—	控除項目不算入額 (Δ)	—	—
自己優先出資 (Δ)	—	—	控除項目計 (D)	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—	自己資本額 (C - D) (E)	706,516	744,285
その他有価証券の評価差額 (Δ)	—	—	内部格付手法採用組合等において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 (Δ)	—	—
営業権相当額 (Δ)	—	—	基本的項目 (A)	701,788	737,657
のれん相当額 (Δ)	—	—	土地の再評価と再評価直前の帳簿価格の差額の45%相当額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額 (Δ)	—	—	一般貸倒引当金	4,728	6,627
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (Δ)	—	—	内部格付手法採用組合等において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
内部格付手法採用組合等において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 (Δ)	—	—	負債性資本調達手段等	—	—
基本的項目 (A)	701,788	737,657	負債性資本調達手段	—	—
土地の再評価と再評価直前の帳簿価格の差額の45%相当額	—	—	期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
一般貸倒引当金	4,728	6,627	補完的項目不算入額 (Δ)	—	—
内部格付手法採用組合等において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—	補完的項目 (B)	4,728	6,627
負債性資本調達手段等	—	—	資産 (オン・バランス) 項目	2,642,444	3,053,182
負債性資本調達手段	—	—	オフ・バランス取引等項目	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	126,829	145,417
補完的項目不算入額 (Δ)	—	—	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	—	—
補完的項目 (B)	4,728	6,627	リスク・アセット等計 (F)	2,769,274	3,198,599
			Tier 1 比率 (A / F)	25.34%	23.06%
			自己資本比率 (E / F)	25.51%	23.26%

（注1）「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

（注2）「その他有価証券の評価差損 (Δ)」欄につきましては、平成24年3月31日までの間は、平成20年金融庁告示第79号に基づく特例に従い当該金額を記載しておりません。

なお、特例を考慮しない場合の金額および自己資本比率等は、上記計数と変わりありません。

◇自己資本調達手段の概要（平成23年度末現在）

自己資本につきましては、当組合が積み立てているもの以外では、山形県医師会会員の皆様からお預かりしている出資金があります。

◇自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合では、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分に保っていると評価しております。また、将来の自己資本の充実策につきましては、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

②自己資本の充実度に関する状況

（単位：百万円）

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット及び所要自己資本の額合計	2,642	105	3,053	122
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	2,642	105	3,053	122
(i) ソブリン向け	60	2	60	2
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	853	34	1,224	48
(iii) 法人向け	753	30	677	27
(iv) 中小企業等・個人向け	25	1	39	1
(v) 抵当権付住宅ローン	88	3	286	11
(vi) 不動産取得等事業所向け	15	0	12	0
(vii) 三月以上延滞等	—	—	—	—
(viii) 信用保証協会等による保証付	—	—	—	—
(ix) 出資等	10	0	10	0
(x) その他	834	33	741	29
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	126	5	145	5
ハ.単体総所要自己資本額（イ+ロ）	2,769	110	3,198	127

（注1）所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

（注2）「エクスポージャー」とは、資産（金融派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

（注3）「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

（注4）「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーの事です。

（注5）「その他」とは、(i)～(ix)に区分されないエクスポージャーの事です。具体的には、貸出金、有形固定資産、無形固定資産、その他資産等が含まれます。

（注6）オペレーショナル・リスクは、当組合では基礎的手法を採用しております。

〈オペレーショナル・リスクの算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

（注7）単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

③信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高					地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債券	デリバティブ取引	3か月以上延滞エクスポージャー	債権		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引	債券	デリバティブ取引	3か月以上延滞エクスポージャー	債権
国内	6,343	1,470	3,173	—	—	国内	7,000	2,014	3,376	—	—
国外	1,771	—	1,771	—	—	国外	1,378	—	1,378	—	—
地域別合計	8,114	1,470	4,944	—	—	地域別合計	8,379	2,014	4,755	—	—
製造業	99	—	99	—	—	製造業	199	—	199	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	農業、林業	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	漁業	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	建設業	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	93	—	93	—	—	電気、ガス、熱供給、水道業	78	—	78	—	—
情報通信業	0	—	—	—	—	情報通信業	0	—	—	—	—
運輸業	100	—	100	—	—	運輸業、郵便業	198	—	198	—	—
卸売業、小売業	—	—	—	—	—	卸売業、小売業	—	—	—	—	—
金融・保険業	3,447	—	1,891	—	—	金融業、保険業	3,064	—	1,495	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	不動産業	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	物品賃貸業	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	宿泊業	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	飲食業	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	教育、学習支援業	—	—	—	—	—
医療、福祉	963	863	—	—	—	医療、福祉	851	851	—	—	—
その他のサービス	300	—	300	—	—	その他のサービス	300	—	300	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	その他の産業	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	2,460	—	2,460	—	—	国・地方公共団体等	2,483	—	2,483	—	—
個人	523	523	—	—	—	個人	1,092	1,092	—	—	—
その他	127	83	—	—	—	その他	111	70	—	—	—
業種合計	8,114	1,470	4,944	—	—	業種別合計	8,379	2,014	4,755	—	—
1年以下	702	7	—	—	—	1年以下	894	715	100	—	—
1年超3年以下	527	14	199	—	—	1年超3年以下	1,310	375	304	—	—
3年超5年以下	571	167	304	—	—	3年超5年以下	864	264	199	—	—
5年超7年以下	739	148	591	—	—	5年超7年以下	862	184	678	—	—
7年超10年以下	1,806	309	1,497	—	—	7年超10年以下	1,538	141	1,396	—	—
10年超	3,175	824	2,351	—	—	10年超	2,408	332	2,075	—	—
期間の定めのないもの	547	—	—	—	—	期間の定めのないもの	460	—	—	—	—
その他	43	—	—	—	—	その他	41	—	—	—	—
残存期間別合計	8,114	1,470	4,944	—	—	残存期間別合計	8,379	2,014	4,755	—	—

(注1) 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高のほか、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額のことです。

(注2) 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

(注3) 「その他」とは、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーのことで、具体的には、現金、固定資産、その他資産等が含まれます。

(注4) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成22年度	4	4	—	4
	平成23年度	4	6	—	4
個別貸倒引当金	平成22年度	30	29	—	30
	平成23年度	29	28	—	29
合 計	平成22年度	35	34	—	35
	平成23年度	34	34	—	34

(注) 当組合は、特定海外債権を保有していないため、「特定海外債権引当勘定」に係る引当ては行っておりません。また、「偶発損失引当金勘定」に該当する引当額もありません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

区 分	個別貸倒引当金				貸出金償却 平成22年度	区 分	個別貸倒引当金				貸出金償却 平成23年度
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高			期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	
	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度			平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—
学術研究、専門技術サービス業	—	—	—	—	—	学術研究、専門技術サービス業	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	宿 泊 業	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	飲 食 業	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	教育、学習支援業	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	30	29	30	29	—	医 療、 福 祉	29	28	29	28	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	その他のサービス	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	個 人	—	—	—	—	—
合 計	30	29	30	29	—	合 計	29	28	29	28	—

(注1) 当組合は、山形県内に限定した事業活動を行っており、かつ、貸倒引当金の対象となる貸出金に係るエクスポージャーは国内に限定されているので、「地域別」の区分は省略しております。

(注2) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0	300	1,748	678	1,288
10	599	1	601	1
20	1,199	1,659	598	1,569
35	—	254	—	817
50	791	3	997	3
75	—	33	—	52
100	393	1,099	477	1,265
150	—	—	—	—
350	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
そ の 他	—	29	—	28
合 計	3,283	4,830	3,352	5,026

(注1) 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

(注2) エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

(注3) 「その他」の項目には、個別引当貸出金等のリスク・ウェイト区分が困難なものを含んでおります。

④信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	82	81	—	—	—	—
法人等向け	82	81	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—

(注1) 当組合では、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(注2) 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社企業再生支援機構により保証されたエクスポージャー)を含んでおりません。

⑤金融派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項ありません

⑥証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項ありません

⑦出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	0	0	0	0
非上場株式等	10	10	10	10
合 計	10	10	10	10

(注) 全信組連の出資金については、非上場株式等を含めて記載しております。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しておりますが、当組合では該当ありません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
評価損益	11	47

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」として、その他有価証券の評価損益を記載しております。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社株式の評価損益のことで、当組合では該当ありません。

■その他の業務

■内国為替

◇内国為替取扱実績

該当事項ありません

■国際業務

◇外国為替取扱高

該当事項ありません

◇外貨建資産残高

該当事項ありません

■証券業務

◇公共債引受額

該当事項ありません

◇公共債窓販実績

該当事項ありません

■有価証券の時価情報

(1) 売買目的有価証券

(単位：百万円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

項 目	種 類	平成22年度			平成23年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	1,700	1,341	△358	1,300	1,033	△266
	小 計	1,700	1,341	△358	1,300	1,033	△266

(注1) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(注2) 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれております。

(注3) 上記の「その他」は、外国証券であります。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項ありません

(4) その他有価証券

(単位：百万円)

項 目	種 類	平成22年度			平成23年度		
		貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差 額	貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	—	—	—	0	0	0
	債 券	2,371	2,305	66	3,119	3,004	114
	国 債	101	99	1	315	298	16
	地方債	831	804	26	940	904	36
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,439	1,401	38	1,862	1,800	61
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	2,371	2,305	66	3,119	3,005	114
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	0	0	△0	—	—	—
	債 券	939	989	△49	451	498	△47
	国 債	385	389	△3	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	481	498	△17	372	398	△26
	その他	71	100	△28	78	100	△21
	小 計	939	989	△49	451	498	△47

(注1) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(注2) 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれております。

(注3) 上記の「その他」は、外国証券であります。

(注4) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(5) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

項 目	平成22年度	平成23年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国証券	—	—
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	—	—
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
その他有価証券	0	0
非上場株式	0	0
非上場外国証券	—	—

■ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第39期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成24年6月23日

山形県医師信用組合

 理 事 長 有海躬行 

■ 法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」には該当していないので、法定監査は実施していません。

■ 地域貢献

■ 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

医療界における業域信用組合である当組合は、組合員に対する金融サービスを通して、医療施設や医療設備の整備・拡充など、地域医療の発展に寄与し、地域の方々が安心して暮らせる環境づくりに貢献してまいります。

■ 融資を通じた地域貢献

当組合は、医療施設の新規開設や医療施設の増改築、或いは医療機器をはじめとする医療設備の整備・拡充など、地域医療の発展に向けた取組みを支援するため、融資業務を積極的に推進してまいります。

■ 平成23年度の取組実績

新規開業案件の取組みはありませんが、組合員の先生方への医療機器・医療システム等の設備投資及び開業後の運転資金並びに医療制度改正に伴う運転資金などの資金ニーズに対応しております。

① 運転資金	28件	480百万円
② 設備資金	15件	86百万円
③ 住宅資金	5件	247百万円
④ 教育資金	11件	62百万円

平成23年5月から12月までの期間限定で、創立40周年「特別キャンペーン融資」を発売し、48件666百万円を実行しました。

■ 反社会的勢力に対する取組み

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関、関係機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関、および業域金融機関として県医師会、各郡市地区医師会と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、地域信用組合としての社会的責任を強く認識し、コンプライアンスを徹底するために組織として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当な要求に対しては、断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当な要求に対しては、民事および刑事の両面から法的対抗措置を講じるなど、断固たる態度で臨みます。

5. 資金提供、不適切・異例取引および便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があろうと、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、または不適切かつ異例な取引および便宜の供与等は決して行いません。

■ 金融円滑化への取組み

金融円滑化管理方針（要旨）

当組合は、地域・業域金融機関としての経営理念である相互扶助の精神に基づき、組合員である先生方および法人の最も身近な頼れる相談相手として、お客様と一緒に悩み問題の解決を図るため、以下のとおり金融円滑化管理方針をここに定め、これを遵守して全役職員一体となって取組むこととします。

1. 金融円滑化管理の目的

金融円滑化管理は、金融円滑化管理態勢の整備・確立に向けて、当組合が適切なりスク管理のもと、適切かつ節度あるリスクテイクを行い、金融仲介機能を発揮していくことにより、当組合の信頼の維持および業務の健全性ならびに適切性を確保することを目的とします。

2. 当組合の金融円滑化管理態勢

(1) 理事、理事会、常務会、金融円滑化委員会の役割・責任

- ① 理事長は、金融円滑化委員長として、当組合の金融円滑化管理態勢を統括し、金融円滑化管理に係る基本事項および必要事項を組合内に周知します。
- ② 理事会は、金融円滑化管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定めた金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定するとともに、金融円滑化管理に関する重要事項を審議して、金融円滑化管理態勢を構築・推進します。
- ③ 常務会は、金融円滑化委員会として金融円滑化に向けた当組合の対応状況の把握や管理態勢の整備に努めるとともに、理事会の補助的役割をはたします。
- ④ 金融円滑化管理担当理事は、理事会の決議に基づき、金融円滑化管理責任者に対する指揮・命令を通じて、金融円滑化管理態勢の整備および充実ならびに強化にあたります。

(2) 金融円滑化管理責任者の役割・責任

- ① 当組合における金融円滑化管理態勢の推進等について責任を有します。
- ② 金融円滑化管理規程および金融円滑化マニュアル等の策定・見直しなど金融円滑化管理態勢に係る基本的事項を立案します。
- ③ 研修等により金融円滑化管理の重要性および遵守すべき法令、内部規程等を役職員に周知します。
- ④ 金融円滑化管理態勢上の問題点について、適時・適切に金融円滑化担当理事へ報告します。

(3) 金融円滑化管理統括部門の役割・責任

- ① 金融円滑化管理担当者と連携しつつ、金融円滑化管理に関する事項を一元的に管理・統括して、金融円滑化管理態勢の充実・強化にあたります。
- ② 金融円滑化に関する申込み・相談・苦情（以下「相談等」という。）に対する検討・審査および回答について、速やかな対応に努めます。
- ③ 金融円滑化に関する相談等窓口の運用状況を管理します。
- ④ 金融円滑化管理態勢上の問題点について、適時・適切に金融円滑化管理責任者へ報告します。

(4) 金融円滑化管理担当者の役割・責任

- ① 金融円滑化管理統括部門と連携し、金融円滑化管理態勢の整備および推進に努めます。
- ② 金融円滑化管理態勢上の問題点について、適時・適切に金融円滑化管理統括部門へ報告します。

(5) 金融円滑化に関する相談窓口の設置

金融円滑化に関する相談等窓口を設置し、その担当者は、顧客からの相談等の内容を相談管理簿に記録し、適時・適切に金融円滑化管理統括部門へ報告します。

3. 中小企業金融円滑化法に基づく開示

- (1) 中小企業金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更の申込み、実行等の実施状況を半期毎に開示します。
- (2) 中小企業金融円滑化法等（内閣府令含む）に規定する説明書類（電磁的記録をもって作成されたもの）の縦覧を、四半期（4月－6月、7月－9月、10月－12月、1月－3月）の各期間経過後45日以内に開始し、1年間公衆の縦覧に供することとする。また、公衆の縦覧に供する方法については、電磁的記録に記載された事項を紙面又は映像面に表示します。
- (3) 実施開示・報告書の作成は、金融円滑化管理統括部門が行ない、金融円滑化管理責任者名で開示・報告を行ないます。

4. 金融円滑化管理の実施

- (1) 中小企業者等に対する信用供与については、当該中小企業者等の特性およびその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- (2) 中小企業者等から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みがあった場合には、当該中小企業者等の事業についての改善または再生の可能性その他の状況や当該住宅資金借入者の財産および収入の状況を勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努めます。
- (3) 他の金融機関より借入を行っている債務者からの貸付条件の変更等について、申込み・相談があった場合には、債務者の同意を前提に、守秘義務に留意しつつ、該当する他の金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係の構築に努めます。
- (4) 取引先中小企業等に対する経営相談・経営指導および経営改善に向けた取組みへの支援については、当該中小企業等の経営改善を通じて当組合の信用リスク削減に資することから、当該中小企業等に対する経営相談・経営指導および経営改善に向けた取組みに努めます。
- (5) 顧客からの貸付条件の変更等に関する申込み・相談に対しては、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、顧客とのこれまでの取引関係や顧客の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めることとする。また、顧客のライフサイクルに合わせた各種金融サービス情報の提供にも努めます。

■貸付条件の変更等の実施状況

◇お客様が中小企業者である場合

(単位：百万円)

区 分	平成21年度12月末		平成22年度3月末		平成22年度9月末		平成23年度3月末		平成23年度9月末		平成24年度3月末	
	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額	債権数	金額
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、実行に係る貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、謝絶に係る貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、審査中の貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、取下げに係る貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、実行に係る貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、謝絶に係る貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、審査中の貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、取下げに係る貸付債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

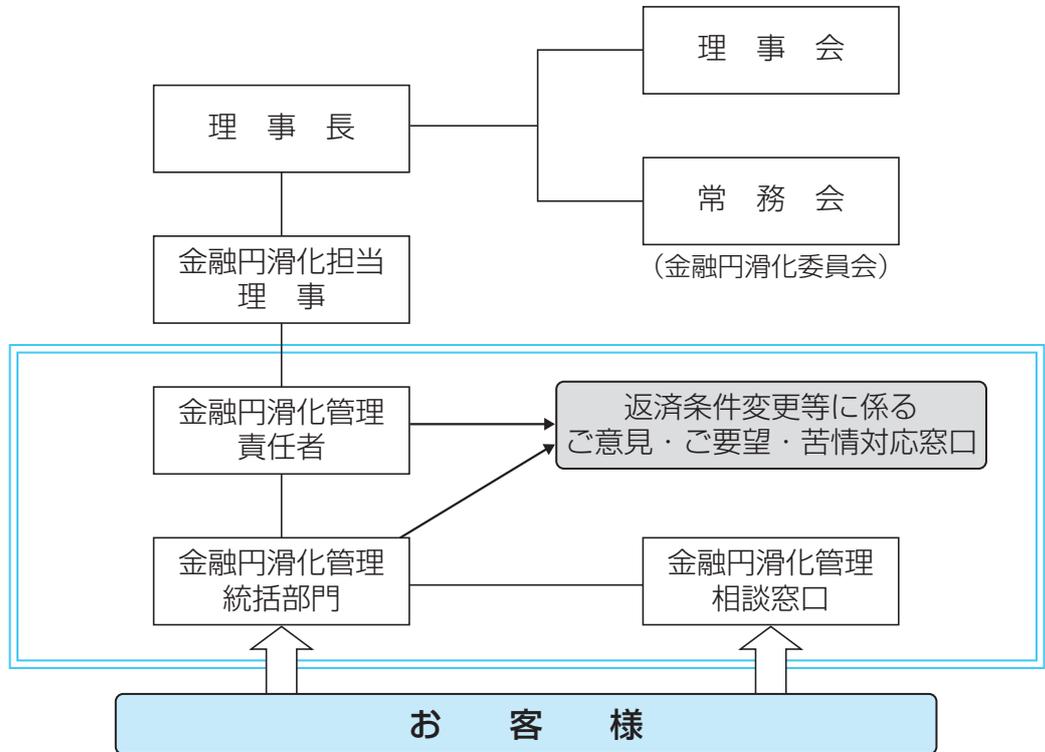
◇お客様が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合

該当事項ありません

◇お客様が住宅資金借入者である場合

該当事項ありません

■金融円滑化管理態勢に係る組織態勢



■金融ADR制度への対応

■金融ADR制度を踏まえた内部管理態勢

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融ADR制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応をはかり、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、当組合の苦情等受付窓口で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係各部署との連携をはかり、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の金融機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、顧客サポート等管理責任者が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底をはかります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止にむけた取組みを不断に行います。

■お問い合わせ窓口

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

**<当組合へのお申出先>
山形県医師信用組合**

住 所：990-2473 山形県山形市松栄1丁目6番73号
電話番号：023-666-5700
受付時間：午前8:30～午後5:00
(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。(詳しくは、当組合にご相談ください。)

しんくみ相談所 (全国信用組合中央協会)

住 所：104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
電話番号：03-3567-2456
受 付 日：月曜から金曜 (祝日及び金融機関の休日を除く)
受付時間：午前9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決をはかることも可能ですので、当組合またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へお申し出することも可能です。

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月曜～金曜(除：祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	月曜～金曜(除：祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	月曜～金曜(除：祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00

■注記事項

上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

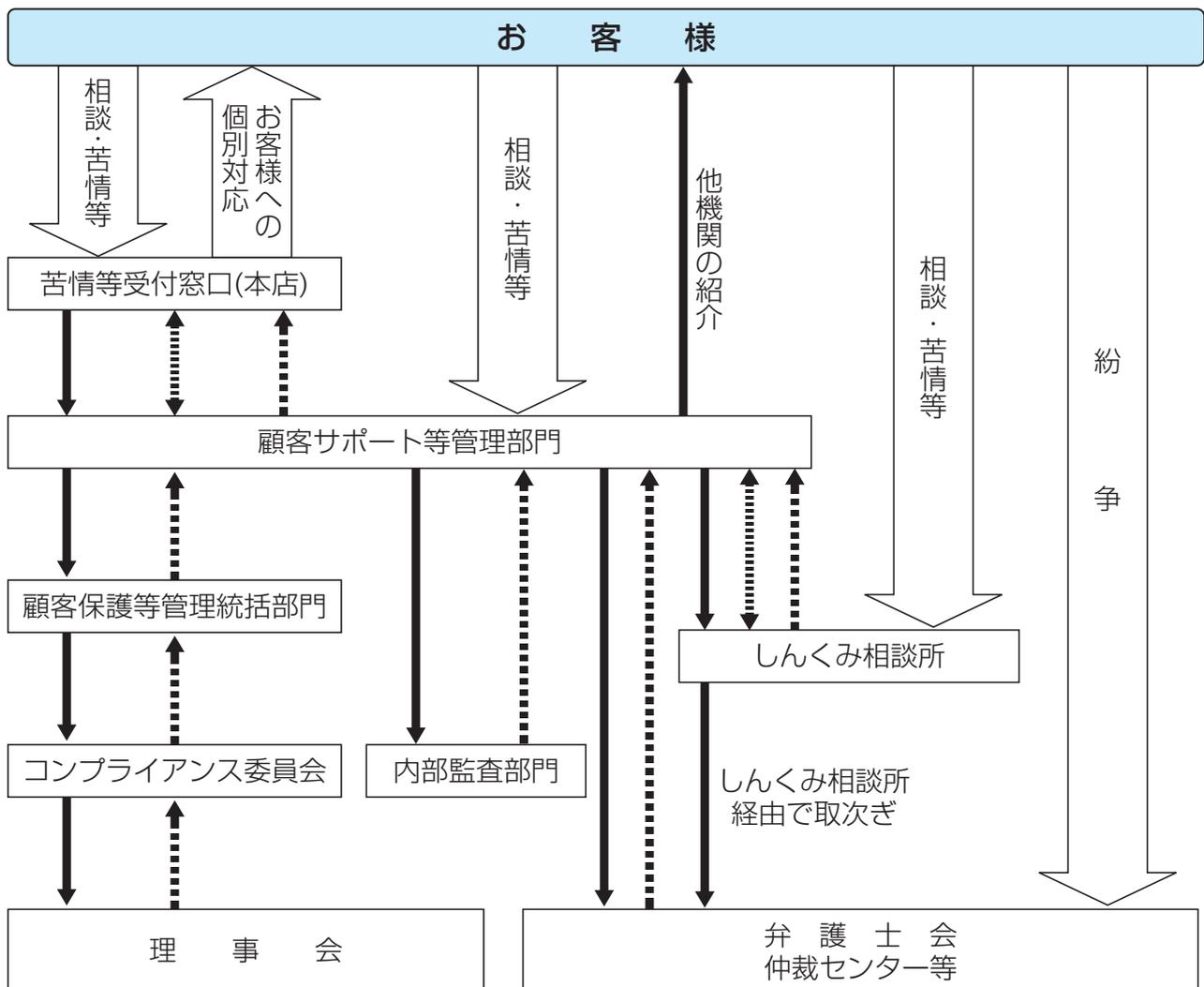
仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停…東京以外の弁護士の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停…東京の弁護士の斡旋人と東京以外の弁護士の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありません。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

■当組合の苦情受付・対応態勢



■ 預金のご案内

(平成24年7月末現在)

預金の種類	期 間	金 利 (%)	預金の種類	期 間	金 利 (%)
普通預金		0.04 %	スーパー定期 (3百万円以上)	1ヶ月	0.05 %
				3ヶ月	0.05 %
通知預金		0.04 %		6ヶ月	0.08 %
				1年	0.10 %
定期積金	1年	0.10 %		2年	0.15 %
	2年	0.15 %		3年	0.25 %
	3年	0.25 %		4年	0.30 %
			5年	0.35 %	
大口定期預金 (1千万円以上)	1ヶ月	0.05 %	スーパー定期 (3百万円未満)	1ヶ月	0.05 %
	3ヶ月	0.05 %		3ヶ月	0.05 %
	6ヶ月	0.10 %		6ヶ月	0.05 %
	1年	0.15 %		1年	0.08 %
	2年	0.20 %		2年	0.10 %
	3年	0.30 %		3年	0.15 %
	4年	0.35 %		4年	0.20 %
	5年	0.40 %		5年	0.25 %

■ 各種ローンのご案内

(平成24年7月末現在)

区分	種 類	期 間	利 率	限 度 額 等				
事業用	一般融資	1年以内	1.800%	8,000万円以内 原則：担保・保証人 要 用途：設備、納税、運転資金等				
		3年以内	2.000%					
		5年以内	2.100%					
		7年以内	2.200%					
		10年以内	2.400%					
	開業・継承ローン	7年以内	2.175%	8,000万円以内 原則：担保・保証人 要 変動金利（毎年10月見直し）				
		15年以内	2.325%					
		25年以内	2.575%					
	医療機器・医療システム 購入ローン	3年以内	1.300%	3,000万円以内（10万円単位） 原則：保証人 要、担保 不要 変動金利（毎年10月見直し）				
		5年以内	1.500%					
		7年以内	1.750%					
		10年以内	1.950%					
山形県医師会第10回 協力貯蓄会融資	1年以内	1.400%	5,000万円以内（1口=500万円） 原則：担保・保証人 要 要件：医師会協力貯蓄会加入者 取扱期間：取扱期間：22年9月～27年3月末まで					
	3年以内	1.700%						
	5年以内	1.900%						
	7年以内	2.000%						
	10年以内	2.200%						
個人用	住宅ローン	30年以内	1.750%	7,000万円以内 原則：担保・保証人 要 要件：団信保険加入適格者 変動金利（毎年10月見直し）				
					教育ローン	20年以内	2.375%	4,000万円以内（6年以内の据置可） 原則：担保・保証人 要 変動金利（毎年10月見直し）
	マイカーローン	5年以内	1.700%	1,000万円以内、変動金利（毎年10月見直し） 原則：担保・不要、保証人・要				
		7年以内	1.800%					

※借入人の完済時年齢は、お借入れ期間にかかわらず原則として満75歳までとなっています。

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されている法定開示項目です。

ごあいさつ	1	(1) 破綻先債権	
当組合のあゆみ(沿革)	1	(2) 延滞債権	
事業方針	1	(3) 3か月以上延滞債権	
事業の組織*	1	(4) 貸出条件緩和債権	
役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	2	法令遵守態勢*	19
総代会について	2~4	リスク管理態勢*	19~21
総代の選出方法、任期、定数		リスク管理方針、定性的事項	
総代選挙までの流れ		金利リスクに関して内部管理上使用した金利	
総代会の決議事項		ショックに対する損益・経済価値の増減*	
総代の選挙区、定数、総代数、総代氏名		リスク管理態勢(資料編)*	22~26
経営環境・事業概要	5	リスク管理態勢、定量的事項	22
組合員の推移	5	自己資本の構成に関する状況*	22
店舗一覧*	5	自己資本調達手段の概要*	23
主要な事業の内容*	5	自己資本の充実度に関する	
代理貸付残高の内訳	5	評価方法の概要*	23
貸借対照表*	6~10	自己資本の充実度に関する状況*	23
財務諸表		信用リスクに関する事項*	24
貸借対照表の注記事項		一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の	
損益計算書*	11	期末残高及び期中の増減額*	25
剰余金処分計算書*	12	業種別の個別貸倒引当金及び	
粗利益*	12	貸出金償却の残高等*	25
経費の内訳	12	リスク・ウェイトの区分ごとの	
役務取引の状況	12	エクスポージャーの額等*	25
受取利息及び支払利息の増減*	13	信用リスク削減手法に関する事項*	26
業務純益	13	金融派生商品取引及び長期決済期間取引の	
主な経営指標の推移*	13	取引相手のリスクに関する事項* ..	26
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等*	13	証券化エクスポージャーに関する事項* ..	26
その他業務収益の内訳	14	出資等又は株式等エクスポージャー	
有価証券、金銭の信託等の取得価額又は		に関する事項* ..	26
契約価額、時価及び評価損益*	14	その他の業務	27
総資産利益率*	14	内国為替取扱実績	
総資金利鞘等*	14	外国為替取扱高、外貨建資産残高	
預貸率及び預証率*	14	公共債引受額、公共債窓販実績	
1店舗当たりの預金及び貸出金残高	15	有価証券の時価情報*	27~28
職員1人当たりの預金及び貸出金残高	15	売買目的有価証券、満期保有目的の債券	
預金種目別平均残高*	15	子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの	
定期預金種類別残高*	15	時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券	
預金者別預金残高	15	財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	28
貸出金種類別平均残高*	15	法定監査の状況(会計監査人による監査)*	29
担保種類別貸出金残高及び		継続企業の前提の疑義*	(該当事項なし)
債務保証見返額*	16	地域貢献	29
貸出金金利区分別残高	16	地域に貢献する信用組合の経営姿勢	
貸出金用途別残高*	16	融資を通じた地域貢献、取組実績	
消費者ローン・住宅ローン残高	16	反社会的勢力に対する取組み	29
貸出金業種別残高・構成比*	17	金融円滑化への取組み	29~31
有価証券種類別平均残高*	17	金融円滑化管理方針(要旨)	
商品有価証券の種類別平均残高*	(取扱いなし)	貸付条件の変更等の実績状況	
有価証券種類別・残存期間別残高*	18	金融円滑化管理態勢に係る組織態勢	
金融再生法開示債権及び		金融ADR制度への対応	32~33
同債権に対する保全額*	18	預金のご案内	34
リスク管理債権及び同債権		各種ローンのご案内	34
に対する保全額*	18		